

第6回 AOSSG 会議の年次総会報告

I. はじめに

2014年11月26日及び27日、第6回アジア・オセアニア基準設定主体グループ (Asian-Oceanian Standard-Setters Group: AOSSG) の年次総会が香港で開催された。また、年次総会の開催に併せて、11月25日に作業部ループ及び議長諮問委員会による会議が開催された。

年次総会には、アジア・オセアニアの会計基準設定主体から約60名が参加したほか、国際改易基準審議会 (IASB) から Hans Hoogervorst 議長、鶯地理事、Chungwoo Suh 理事、Henry Rees テクニカル・ディレクター、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスから竹村ディレクター他が参加した。企業会計基準委員会 (ASBJ) からは、小野委員長、小賀坂副委員長、関口常勤委員、紙谷ディレクターの4名が出席した。

II. 今回の会議の概要

今回の会議は、次の予定表に沿って行われた。

No	議題	担当
2014年11月26日		
1	開会の辞	香港、韓国
2	IFRS の開発状況	IASB
3	概念フレームワーク	ASBJ
4	リース	シンガポール、インドネシア
5	保険	韓国、中国
6	持分法	韓国
7	イスラム金融	マレーシア
8	日本における財務報告の動向	ASBJ
2014年11月27日		
9	IFRS へのコンバージェンス	インドネシア、スリランカ
10	IFRS センター・オブ・エクセレンスの状況	オーストラリア、ネパール
11	AOSSG の戦略計画	香港、韓国
12	IFRS 第10号の適用上の課題	香港
13	排出権取引	韓国
14	開示に関する取組み	韓国、中国
15	IASB 議長によるスピーチ	IASB
16	閉会の辞	香港

1. 開幕の辞

年次総会の開幕にあたり、AOSSG 議長国の香港、副議長国の韓国からスピーチがなされた後、香港取引所の議長である C K Chow 氏から基調講演がなされた。

2. IFRS の開発状況

IASB の篤地理事、Chungwoo Suh 理事、Henry Rees テクニカル・ディレクターから最近公表した会計基準、会計基準の開発プロセス、リサーチプロジェクト及び主要な会計基準の開発状況について説明がなされ、質疑応答がなされた。また、IFRS 解釈指針委員会の活動状況や適用後レビューの状況についても説明がなされた。

3. 概念フレームワーク

このセッションでは、AOSSG の概念フレームワーク作業グループ（以下、「概念フレームワーク WG」という。）の活動状況が報告され、議論がなされた。概念フレームワーク WG のリーダー国は ASBJ が務めており、その他 13 カ国が参加している。このセッションは、ASBJ の関口常勤委員が司会を務める形で進められた。

概念フレームワーク WG の活動状況として、2013 年 7 月に IASB から公表されたディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に AOSSG としてコメント・レターを提出し、その後の IASB における議論を注視している旨が報告された。また、概念フレームワーク WG は会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF 会議) が開催される都度、ASAF 会議に出席する AOSSG 代表に情報を提供していること、2014 年 9 月に開催された AOSSG の中間会議において最近の IASB の暫定決定に関して予備的な議論を行ったことが報告された。

その後、認識、測定、純損益などに関する IASB の暫定決定について議論がなされた。ASBJ からは、純損益が包括的 (all-inclusive) であることの重要性などについて発言がなされた。

2015 年においては、IASB から公表されることが予定されている概念フレームワークの見直しに関する公開草案にコメント・レターを提出することを計画していること、アジア・オセアニア地域で行われる円卓会議等について支援していくことなどが報告された。

4. リース

このセッションでは、AOSSG のリース作業グループ（以下、「リース WG」という。）の活動状況が報告され、議論がなされた。リース WG のリーダー国はシンガポール、副リーダー国はインドネシアであり、その他 13 カ国が参加している。

このセッションでは、2013 年に IASB から公表された改訂公開草案「リース」に関して行われた再審議における暫定決定について、議論が行われ、特にリースの定義と少額資産の取扱いについて意見交換がなされた。ASBJ からは、IASB と FASB の間で、本基準について

コンバージェンスが図られない可能性について懸念を示す発言等がなされた。

5. 保険

このセッションでは、AOSSG の保険契約作業グループ（以下、「保険契約 WG」という。）の活動状況が報告され、議論がなされた。保険契約 WG のリーダー国は韓国、副リーダー国は中国であり、その他 10 カ国が参加している。

このセッションでは、2013 年に IASB から公表された改訂公開草案「保険契約」に関して行われた再審議における暫定決定について、議論が行われた。ここでは割引率に関するその他の包括利益（OCI）の使用、契約上のサービス・マージン（CSM）の純損益への認識方法、移行措置、有配当契約の取扱いなどについて意見交換がなされた。

ASBJ の関口常勤委員からは、CSM を負債ではなくその他の包括利益累積額（AOCI）として表示すること等に関する発言がなされた。

6. 持分法会計

このセッションでは、韓国会計基準委員会（KASB）から持分法に関する調査について報告がなされた。KASB は、持分法会計に関する調査研究を報告書に取りまとめ、2014 年 6 月に公表している¹。

KASB は、このセッションにおいて、現状の IFRS における持分法会計について、会計上の要求事項の中で不整合が生じている等の問題点を指摘したうえで、「持分法会計グループ」という考え方を導入することを提案した。また、持分法会計グループの範囲について、① 投資者と被投資者のすべて、② 投資家と被投資者の持分相当、③ 投資家のみとする 3 つの考え方が示され、それぞれの考え方に基づいた現状の IFRS の分析が示された。さらに、子会社、共同支配企業、関連会社ごとに連結財務諸表、個別財務諸表における会計処理のあり方について KASB の分析が示された。ASBJ の関口常勤委員からは、持分法について純粋な「一行連結」と言えないという理由で、FV-PL による測定をすべきという結論にはならないのではないかという趣旨の発言等がなされた。

7. イスラム金融

このセッションでは、AOSSG のイスラム金融作業グループのリーダー国であるマレーシアからイスラム金融に関する調査などについて報告がなされた。

この調査は 31 カ国における代表的なイスラム金融機関 132 社の財務諸表を対象としたものである。調査対象企業のうち、46%は IFRS または地域において採用された IFRS、34%は現地基準、18%はイスラム金融会計・監査基準機構（AAOIFI）が定める会計基準、2%は未

¹ 調査報告書は次のリンク先から入手できる。

<http://eng.kasb.or.kr/web/services/bbs/bbsView.action?bbsBean.bbsCd=29&bbsBean.bbsSeq=18>

特定であった。また、リース会計、顧客投資勘定の分類、財務収益の認識及び測定などについて報告がなされ、意見交換が行われた。さらに、マレーシアにおけるワクフ²に関する取組みが紹介された。

8. 日本における財務報告の状況

このセッションでは、ASBJの小野委員長から日本における財務報告の動向に関して、日本におけるIFRS及び米国会計基準の使用状況を説明したうえで、修正国際基準(JMIS)の開発状況について説明が行われた。

修正国際基準については、公開草案で提案された2つの「削除又は修正」の内容(のれんの非償却、ノンリサイクリング処理)について説明が行われ、また、修正国際基準の開発は、究極的に単一で高品質な国際基準が達成されることを目指す中で、わが国におけるIFRSの適用を促進するための取組みであることが説明された。

9. IFRSへのコンバージェンス

このセッションでは、インドネシアとスリランカにおけるIFRSへのコンバージェンス状況について報告がなされた。

インドネシアでは、2012年1月1日現在では2009年1月1日現在のIFRSとコンバージェンスしており、3年遅れとなっていた。これに対し2015年1月1日現在では2014年1月1日現在のIFRSとコンバージェンスしており、その差が短くなっている。今後も1年遅れの状態を維持することとしている。

スリランカは、2012年1月1日にIFRSとのコンバージェンスを行っており、早期適用規定を除いた2014年版のIFRSについては、2014年1月1日から適用することができるとされている。今後、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」とコンバージェンスした基準については2017年1月1日から、IFRS第9号「金融商品」とコンバージェンスした基準については2018年1月1日から適用されることが予定されている。スリランカでは、IFRIC第15号「不動産の建設に関する契約」の適用免除など一部の基準について修正している。

10. IFRSセンター・オブ・エクセレンスの状況

このセッションでは、ネパールの会計基準設定主体向けに進められてきたAOSSGによる開発途上国における会計基準設定主体への支援活動(通称「IFRSセンター・オブ・エクセレンス・プロジェクト」という。)の今後の進め方について議論がなされた。

IFRSセンター・オブ・エクセレンス・プロジェクトでは、過去2年間、ネパールに講師を派遣し、講師向け研修を行うなどの活動がなされてきた。今後も、このプロジェクトは

² ワクフとは、イスラーム法上、設定者(waqif)が私財そのものの“所有権”の移転を永久に禁止し、その管理・運営を管財人(nair)に委ね、そこからあがる収益を特定の目的(最終的には慈善事業)のために分配するシステムと定義されている。

継続されるが、具体的な活動内容については、当面、ネパールにおける進展を監視するように変更された。

11. AOSSG の戦略計画

このセッションでは、今後3年間（2017年までの）AOSSGの戦略計画について議論が行われた。

この戦略計画では、活動計画として、IASBとの定期的なコミュニケーション等を通じてIASBの基準開発プロセスに対して建設的な貢献を継続していくこと、年1回の会議などを通じてAOSSGの技術的な能力を継続的に高めること、アジア・オセアニア地域におけるIFRSの適用を促進し、AOSSGの意見を地域内及び国際的に発信することなどが挙げられている。

AOSSGの事務局から提案されたこの戦略計画は、本会議において承認された。

12. IFRS 第10号の適用上の課題

このセッションでは、IFRS第10号「連結財務諸表」（以下「IFRS第10号」という。）の適用における課題について香港から説明がなされた。

IFRS第10号第4項は、親会社において連結財務諸表の作成が免除される要件を定めており、その要件の1つとして「親会社の最上位の親会社又はいずれかの中間親会社が、IFRSに準拠した公表用の連結財務諸表を作成していること」が挙げられている。この規定に関して、香港では、親会社が米国などIFRSを適用していない国の企業であることがあり、この規定に従った場合には、香港における中間親会社は連結財務諸表の作成が求められることになる。また、香港における親会社が非公開企業の場合にも、連結財務諸表の作成が要求されることになる。

この点に関し、HKICPAから、法律上、連結財務諸表の作成が免除されている会社においてIFRS第10号第4項をどのように取り扱うかについてIASBに対して明確化を図るよう求めているが、必要に応じて、自らガイダンスを提供することを検討している旨が報告された。

13. 排出権取引

このセッションでは、KASBから排出権取引に係る会計基準の開発に関する経験について説明がなされた。

韓国では、排出権取引に関する会計基準（SKAS No. 33）が公表されている。このSKAS No. 33では、排出権を保有する目的に基づいて2つのモデルに分けている。

1つ目のモデルは法規制に準拠する目的の場合であり、この場合には割り当てられた排出権や購入した排出権は原価法で会計処理され、排出に関する負債が引当金の要件を満たした場合に計上される。

もう1つのモデルは排出権を取引する目的で保有する場合であり、この場合には割り当

てられた排出権や購入した排出権は公正価値で測定され、事後的な公正価値の変動は純損益に認識される。ASBJ の関口常勤委員からは、保有目的に応じて排出権取引に関する会計処理を分けて定める方法について基本的に賛同するという趣旨の発言等がなされた。

14. 開示に関する取り組み

このセッションでは、AOSSG の開示に関する取り組みに関する作業グループ（以下、「開示 WG」という。）の活動状況が報告され、議論がなされた。開示 WG のリーダー国は韓国、副リーダー国は中国であり、その他 6 カ国が参加している。

ここでは IASB の最近の暫定決定のうち、基本財務諸表及び注記の役割、会計方針の開示、非 IFRS 情報の開示及び相互参照に関する一般原則の必要性を採り上げて議論がなされた。ASBJ の関口常勤委員からは、財務諸表から財務諸表外の情報への相互参照について、十分な要件を設けることが必要であるほか、企業でなく、基準設定主体が状況に応じて相互参照を行うことが適切か否かを判断すべきという趣旨の発言等がなされた。

15. IASB 議長によるスピーチ及び閉会の辞

会議の終わりに際して、IASB の Hans Hoogervorst 議長からスピーチがなされアジア・オセアニア地域の重要性などについて言及がされた。

最後に AOSSG 議長の Clement Chan 氏が閉会の辞を述べた。

次回の AOSSF 年次会議は 2015 年秋に韓国で開催される予定である。

以 上